

風害（ビル風）調査

日本環境(株)では高層建築物におけるビル風の観測業務を行っています。

■風害(ビル風)調査とは

商業地域では計画建築物の高さが100m以上の場合、商業地域以外の用途地域では計画建築物の高さが60m以上の場合にその地域に対応した風害(ビル風)の調査が必要になります。

東京都総合設計制度では、「風洞実験を行うとともに、原則として風向・風速計を設置し、建設前・後の観測を行うこと」となっています。

■調査内容

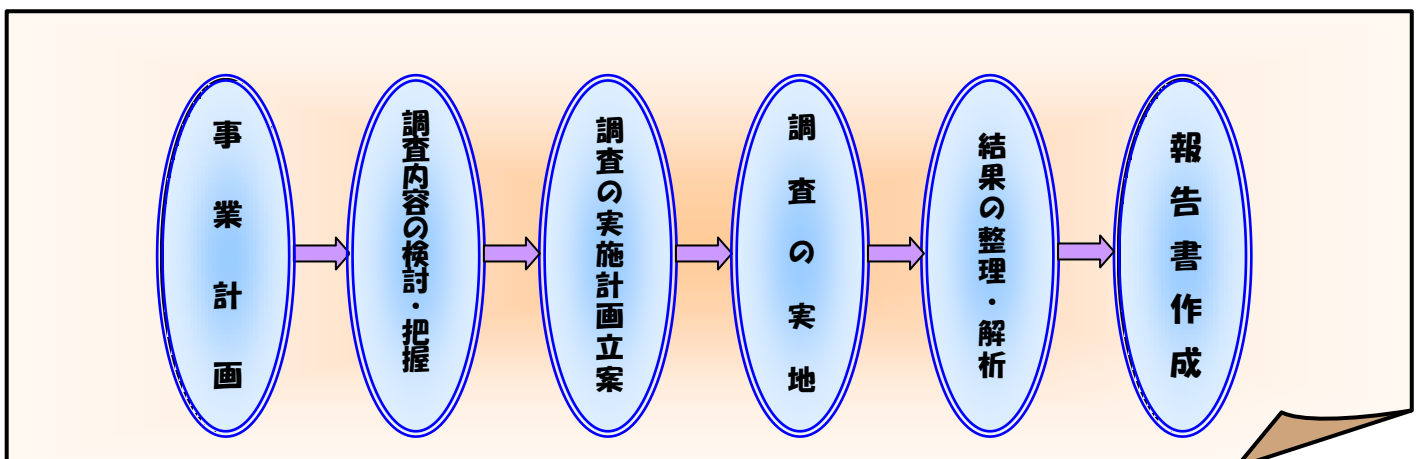
調査時期：1年間または数年間（供用前・供用後）

調査項目：風向・風速

調査場所：計画施設内

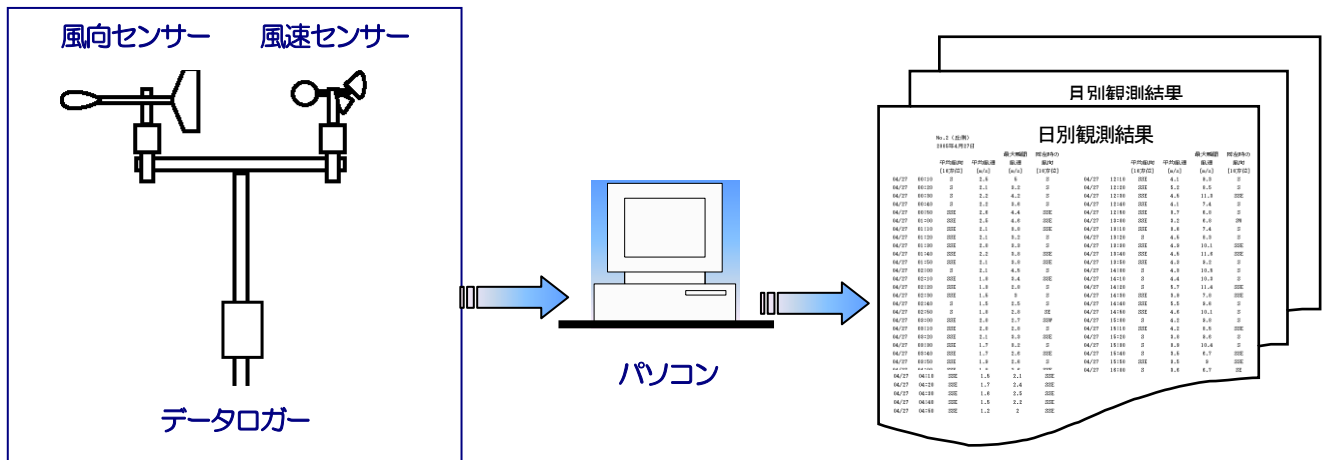
使用機器：風向・風速計（気象庁検定付）、風害観測に適した機器を使用します。

■業務の流れ



観測システム概要

システム概要図



●お問い合わせ先



日本環境株式会社

www.n-kankyo.com
環境計量証明事業所

神奈川事業所 横浜営業グループ
〒230-0051 神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央3-12-31
TEL.045-501-8271 FAX.045-502-0437